

	1.『海事交通研究』(年報) への掲載論文募集	2.「山縣勝見賞」の募集	3.補助金助成申請の募集 (1)海事普及事業への助成	3.補助金助成申請の募集 (2)海事研究活動への助成
募集対象分野	海運、物流、港湾、船舶、船員、造船、海洋環境、航海術、航海法等関連法規、海上保険及びその周辺分野			
募集期間	2026年1月5日(月)～2月28日(土)	2026年3月2日(月)～4月30日(木)	2026年1月5日(月)～2月28日(土)	2026年1月5日(月)～2月28日(土)
募集対象内容・条件	<p>上記分野をテーマとする (1)論文(査読の対象)、または、 (2)レポート(報告、調査、活動報告、体験レポート、現地レポート等。査読の対象とはなりません)。 上記分野であれば、テーマは自由といたします。</p>	<p>上記分野をテーマとする著作、論文並びに業績</p>	<p>上記分野をテーマとする事業への助成・協力</p>	<p>上記分野をテーマとする研究活動への助成・協力</p>
(1)未発表のもの(二重投稿・剽窃・自己剽窃とみなされる論文等の投稿は不可)。他誌/媒体にすでに掲載された文章を一定範囲で再掲される場合は必ずご相談ください。著書や新聞等の文献から引用した場合及び発想を転用した場合は、出典(著者名・タイトル・発行所名・発行年月等)を明記(但し、ウェブサイト上の資料を利用した場合は、URLをアクセスした日付を明記)してください。 (2)原則日本語としますが、相談に応じます。共著も可。  容量:A4版縦書き横書き(40字×40行)で最大14ページ(冒頭にアブストラクト(要旨)を5～10行、キーワードを5箇以内で記載し、目次・図表・注等も含む)。	<p>①著作賞 海事関係の単著又は共著で2023年1月1日から2025年12月31日までの間に発表されたもの。 ②論文賞 海事関係論文で、上記と同期間に発表されたもの。 ③功労賞 海事交通文化の発展に顕著な業績のあった個人。特にその業績の対象期間は問わない。 ④特別賞 上記三賞に匹敵する功績が認められる個人または法人ならびにその事業。</p> <p>なお、既に他の学会又は団体などから受賞している場合でも受賞の資格を有するものとします。</p>	<p>① 2026年4月から2027年3月までに実施する事業であること。 ②収益を目的とする事業は対象とせず、海事交通文化の振興または調査研究に関する事業であること。 ③2026年2月までに実施したことのある事業の場合、その実績が一定の評価を得ていること。また、これから実施しようとする事業の場合は、当該事業を実施するための実態的な人材・知見が整い、事業目的が明確に示されていること。 ④事業の経費のうち、当該事業の実施のために直接必要な経費(以下、直接経費といいます)を対象とする。一方、当該事業を含む申請者の活動全般に包括的に必要な経費は対象外とする。例えば、機器・図書の購入費、人件費、学会等参加費、交通費、宿泊費等は、直接経費と判断される場合のみ対象とする。 ⑤補助金を2027年3月までに使い切れないことが判明した場合は、申請以外の用途に流用することなく、2027年3月までに当財団に差額を返金すること。 ⑥申請者の所属する大学等が当該補助金に係る会計処理を担当し、その事業経費を補助金の一部から充当したいとの申し出があるときは協議に応じる。 ⑦補助金を利用して活動した後、「補助金に係わる収支及び活動報告書」(海事普及事業への助成用)を、遅くとも2027年4月までに提出すること。 ⑧事業の成果について発表する場合は、当財団の補助金による研究活動である旨の記載を行うこと。</p>	<p>(1) 2026年4月から2027年3月までに実施する研究活動であること (2) 研究活動の経費のうち、当該研究活動の実施のために直接必要な経費(以下、直接経費といいます)を対象とする。一方、当該研究活動を含む申請者の活動全般に包括的に必要な経費は対象外とする。例えば、機器・図書の購入費、人件費、学会等参加費、交通費、宿泊費等は、直接経費と判断される場合のみ対象とする。 (3) 補助金を2027年3月までに使い切れないことが判明した場合は、申請以外の用途に流用することなく、2027年3月までに当財団に差額を返金すること。 (4) 申請者の所属する大学等が当該補助金に係る会計処理を担当し、その事業経費の支払に補助金の一部を充当したいとの申し出があるときは協議に応じる。 (5) 補助金を利用して活動した後、「補助金に係わる収支及び活動報告書」(海事研究活動への助成用)及び「研究成果報告書」(A4フォームにより10ページ以上)を、遅くとも2027年4月までに提出すること。 (6) 研究活動の成果について発表する場合は、当財団の補助金による研究活動である旨の記載を行うこと。</p>	
報酬/賞金/助成額	執筆料:当財団内規による。	賞金: 各賞 20万円	申請金額の目安:1年間の海事研究活動への助成承認実績(過去4年間(2022-2025)の平均)は、7件、170万円であり、1件当たりの平均助成額は約24万円となる。	申請金額の目安:1年間の海事研究活動への助成承認実績(過去4年間(2022-2025)の平均)は、3件、68万円であり、1件当たりの平均助成額は約19万円となる。
応募方法	当財団所定の「年報掲載論文執筆申請書」を提出。 (※申請書のWordフォームがご利用の方はご連絡下さい。)	上記①・②の応募は、個人・団体の推薦または自薦によるものとします。③・④は、推薦のみによるものとします。応募者(推薦者/申請者)は、当財団宛所定の推薦/申請書①・②用と③・④用の2種類のフォームがあります。Excelフォームが必要な方はご連絡下さい)に推薦/申請理由書ならびに当該著書・論文コピーを1部添付のうえ提出してください(著書は後日返却可能)。	当財団所定の「補助金助成申請書(1)海事普及事業への助成用」を提出。 (※申請書のWordフォームがご利用の方はご連絡下さい。)	当財団所定の「補助金助成申請書(2)海事研究活動への助成用」を提出。 (※申請書のWordフォームがご利用の方はご連絡下さい。)
以後の日程・手順	<p>年報掲載作品編集委員会(2026年3月開催予定)にて審議の上、3月末までに、年報掲載論文の執筆をお願いするかどうかを決定し、申請者に連絡します。</p> <p>論文提出期限:2026年7月20日(月)23時59分までの財団着信時刻を締切として、メールに添付して応募のこと。</p> <p>提出論文の年報への掲載可否については、査読を経て、編集委員会での審議(2026年7～11月)にて決定次第お知らせします。(論文以外の形式で執筆された作品は査読の対象外です)。査読を経た論文には、『研究論文(査読付き)』と明記します。</p> <p>2026年12月上～中旬:『海事交通研究』(年報)を発行し、海事研究者、海事企業/団体、図書館など約400件に配本、当財団のホームページ、その他海事関連のメディアを通じて概要を報道。</p>	<p>山縣勝見賞選考委員会(2026年5月～6月開催予定)にて受賞著作/論文等/受賞者を選考し、理事会に答申し決定します。</p> <p>2026年6月下旬: 推薦/申請者宛結果連絡・当財団のホームページ、その他海事関連のメディアを通じて受賞者発表。</p> <p>7月20日(月・祝)の「海の日」の前後: 贈呈式(但し状況により変更ないし中止の可能性あり)。当財団のホームページ、その他海事関連のメディアを通じて報道。</p>	<p>助成審査委員会(2026年3月上旬開催予定)にて審査し、理事会(2026年3月中～下旬開催予定)に答申し決定します。</p> <p>2026年3月末日までに申請者宛に連絡します。</p> <p>申請者の請求書に基づき、希望月に補助金を申請者口座宛振込む。</p> <p>申請者は、本補助金による活動報告及び収支報告を2027年4月末までに当財団宛提出。</p>	<p>助成審査委員会(2026年3月上旬開催予定)にて審査し、理事会(2026年3月中～下旬開催予定)に答申し決定します。</p> <p>2026年3月末日までに申請者宛に連絡します。</p> <p>申請者の請求書に基づき、希望月に補助金を申請者口座宛振込む。</p> <p>申請者は、本補助金による活動報告及び収支報告を2027年4月末までに当財団宛提出。</p>